

障がいを越えて 思いを伝え合うために

市では16人に1人が障害者手帳を持っており、そのうち約4割の方が
意思を伝え合う際に時間がかかるなどの難しさを感じています。
今回の特集では、障がいによって違う多様なコミュニケーション手段のほか、
12月に新しくできる条例の内容などを紹介。
誰もが暮らしやすい環境づくりのために、できることを考えていきます。

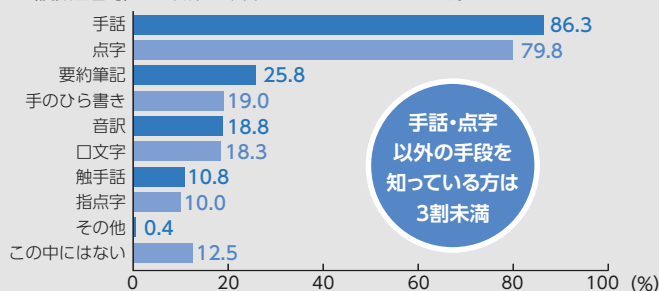
【詳細】障がい福祉課 ☎211-2936、FAX218-5181



手や目線、文字などを使ういろいろな コミュニケーションの方法があります

障がいのある方のコミュニケーション手段は10種類以上。しかし、市の調査*では、手話や点字を知っていると答えた一般市民の方が約8割いる一方で、それ以外の手段はあまり知られていないことが分かりました。市では、これらの手段への理解を広める取り組みを進めていきます。

■障がいのある方が使用するコミュニケーション手段で知っているもの
(複数回答可) ※平成28年度インターネットアンケート調査



知ろう！障がいによって異なるコミュニケーション手段

意思や感情を伝え合う方法は、障がいの特性や程度によってさまざま。ここでは、コミュニケーション手段の例を障がいの種類ごとに見ていきます。

聴覚障がい

音や声が聞こえづらい（難聴）、全く聞こえない（ろう）など、聴覚に障がいが生じている状態。使う手段の1つに手話がありますが、言語を習得してから耳が不自由になった中途失聴・難聴の方は、すぐに手話を覚えることは難しく、多くの方が他の手段を使っています。

手段の例

手話

手や指の動き、表情で言葉を表す

要約筆記

支援者が話の要点を手書きやパソコンで文字にして伝える

筆談

ノートなどに互いに文字を書く

読話（口話）

相手の口の動きで言葉を読み取る



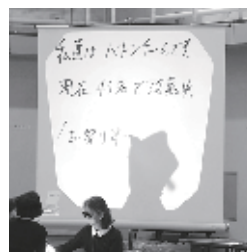
要約筆記者の鈴木さんに聞きました

要約筆記は話し言葉を聞きながら不要な表現を省いて文章にするのがポイントですが、例えば難聴などの方が参加する会議で、要約筆記を通じて話し合いがうまくいったときはうれしいですね。いろいろな方が自分に合った方法でコミュニケーションを取っているんですよ。

要約筆記者 すずき ひろこ 鈴木 浩子さん



▶市が行っている要約筆記者の養成講座を受講した方が活躍している



▶大きな会議やイベントのときはスクリーンに文章を投影することも

難病

原因や治療法が医学的に確立していない病気。その1つの筋萎縮性側索硬化症（ALS）は、きん いしゆくせいそくさくこう かしやう体を動かす神経系が変性する進行性の病気で、全身の筋肉が動かなくなり、発声が難しくなります。似た症状が出る筋ジストロフィーなども難病に指定されています。

手段の例

透明文字盤

五十音や数字などが書かれた透明な文字盤を、意思を伝えたい人と読み取る人の間にかざし、視線の方向から1文字ずつ読み取る

口文字

障がいのある方の口の形を見て、支援者が母音を読み取ってその段を横に読み上げ（「あ」の段なら「あ・か・さ・た・な…」）、まばたきなどの合図を見て1文字ずつ読み取る

例えば「みず」と伝える場合の例

- 1 「い」の口をする
- 2 支援者が「い」の段を読み上げ、「み」のところまで1回まばたきする
- 3 上記の流れで、「す」のところまで2回まばたきする（濁点を表現）



口文字などを使う深瀬さんに聞きました

口文字や透明文字盤は特別な機械がなくてもコミュニケーションできる点が便利で、周りの人に自分の考えを伝えるための大切な手段です。こうした手段が広く知られて、緊急時の誘導などの体制づくりが進んでほしいですね。



ふかせ かずみ 日本ALS協会北海道支部 支部長 深瀬 和文さん



▶透明文字盤は目の動きだけでコミュニケーションできる



▶支援者を目指す方と深瀬さんが実際に口文字でやりとりする講習会

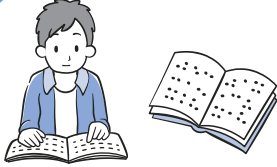
視覚障がい

目が見えにくい(弱視)、全く見えない(全盲)など、視覚に障がいが生じている状態。^{ほくじょう}白杖や点字ブロック、盲導犬の誘導などで周囲の状況を把握します。

手段の例

点字

平面から盛り上がった6つの点で1つの文字を表現



音声(音訳)

文章や絵図などの視覚情報を音声で解説し、情報を伝える

拡大文字

視力の弱い方が読みやすい大きさに文字を拡大して表記

声を掛ける際のポイント

- ・本人の前方から声を掛ける
- ・説明や案内をする際は「それ」や「あっち」などの曖昧な表現は避ける
- ・誘導が必要な場合は肘の上をつかんでもらい、半歩前をゆっくり歩く



盲ろうとは?

視覚と聴覚両方に障がいがある状態。障がいの程度などにより使うコミュニケーション方法は人それぞれで、全盲ろう(全く見えず、聞こえない)の方は、手のひらに文字を書いて言葉を伝える手のひら書きや、手話に触れて情報を得る触手話など、触覚を生かした方法を使います。

知的障がい

おおむね18歳までに記憶や推理・判断などの知的機能の発達に障がいが見られ、日常生活を送る上で支援が必要な状態

発達障がい

広汎性発達障害(自閉症など)や学習障害などの総称で、生まれつきの脳機能の障がいにより、他の人とのコミュニケーションが難しい状態

精神障がい

うつ病などの気分(感情)障がいや統合失調症に代表される精神疾患により、不安や不眠のほか、幻覚や妄想といった症状が現れている状態

手段の例

平易な表現

簡単な言葉を使って話す

絵図 絵文字 記号

実物や絵、写真、身振りを交える

声を掛ける際のポイント

- ・笑顔でゆっくり話し掛ける
- ・「5分待ってください」など具体的に伝える
- ・否定形の言葉は混乱を招く場合があるので避ける
- ・要点をまとめた紙やボードを用意する

どうしましたか?



▲コミュニケーションを支援するボードの一例

このほかにもさまざまな障がいがあります

これまで紹介した障がい以外でも、例えば身体障がいがある方の中には、発声に関する器官のまひや不随意運動(自分の意思とは関係なく現れる異常運動)などにより、意思の疎通が難しい方もいます。外見だけでは分からない障がいを含め、一人一人が障がいに対する理解を深めていくことが大切です。

私たちにできることを見つけてみませんか 活動の例を紹介

講習で知識を深める

手話講習会

日常会話で使う手話の習得を目標とした講習です(例年3月ごろ募集開始)
詳細聴覚障害者協会 ☎633-7575

要約筆記養成講座

要約筆記者としての知識や技術の習得を目指す講習です(例年5月ごろ募集開始)
詳細身体障害者福祉協会 ☎641-8853



ボランティアに参加する

点訳

点訳奉仕「むつの会」では、点訳図書の製作や点訳ボランティア養成講座のサポートをしています

音訳

札幌朗読奉仕会では、録音図書や広報さっぽろの音訳版「声のさっぽろ」などを製作しています
詳細視聴覚障がい者情報センター ☎631-6747

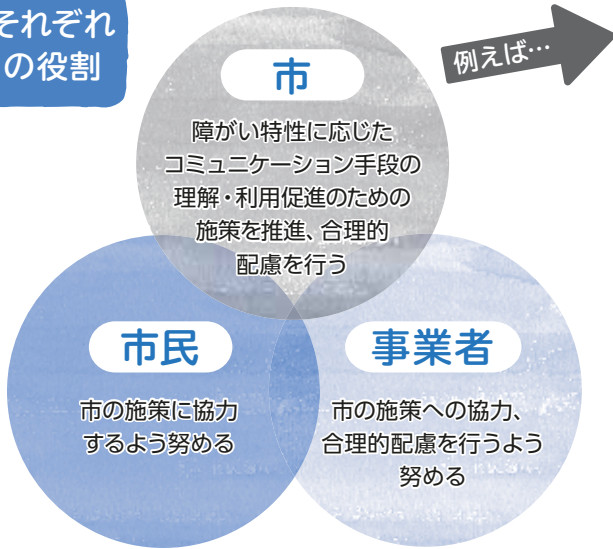
12/1(金)に「障がい者コミュニケーション条例」*が施行

多様なコミュニケーションを支え、広めていきます

市が12月に施行するこの条例は、誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すためにつくられるものです。障がいの特性に応じた手段による情報の取得やコミュニケーションを取りやすい環境を整備し、さまざまな手段の利用を促進していきます。

*正式名称「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」

それぞれの役割



合理的配慮とは？

障がいのある方の求めに応じ、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くこと
(例: 耳が聞こえない方のために、ホワイトボードにアナウンス内容を書いて案内するなど)

市では新しい取り組みを進めていきます

区役所などにタブレット端末を設置

持ち運び可能な電子端末を介して各窓口でも手話通訳者の支援を受けられるようにするほか、音声認識機能で職員の手話を文字化して相談できるようにします(12月中に導入予定)



手話通訳者などの派遣事業を市外でも利用可能に

原則、派遣を市内に限定している手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の制度を、市外でも利用できるようにします(12/1(金)開始予定)



さらに理解を深めよう!

条例施行記念イベント

条例のポイントを分かりやすく解説するほか、女優^{といた}戸板女子短期大学 客員教授^{きやくちももこ}の菊池桃子氏をゲストに迎えた講演を行います

日時・会場 12/8(金)18時30分～20時。コンベンションセンター(白石区東札幌6の1)

定員・費用 2,000人。無料

申込市コールセンターのホームページ(www.city.sapporo.jp/callcenter/uketsuke)から11/26(日)までに入力。インターネットが使えない方は☎222-4894(電話が混み合う場合があります)、FAX221-4894へ。抽選

札幌市 障がい者コミュニケーション条例 イベント



互いを理解し尊重し合える街に

障がいの有無に関わらず、誰もが必要な情報を取得し、自分の考えや気持ちを伝え合える街を目指して、市では新たな条例に基づいた取り組みを進めていきます。この機会に、皆さんも多様なコミュニケーションの手段を知ることから始めてみませんか。

あきもと かつひろ
札幌市長 秋元 克広



条例を分かりやすく説明したパンフレットを11/17(金)から配布します



配布場所
区役所、まちづくりセンター、市役所3階障がい福祉課など